国 道 利 第 3 8 号 国道国防第 2 0 6 号 平成 1 8 年 3 月 3 1 日

北海道開発局建設部長 各地方整備局道路部長 沖縄総合事務局開発建設部長

国土交通省 道路局

路 政 課 長

国道・防災課長

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言(「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について~外部評価に基づく工事とその影響の縮減~」)において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

1 工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事(以下「道路工事」という。)に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏ま え、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、 地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

(様式1) 工事情報看板 (道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板 (占用企業工事)



(様式2)工事説明看板 (道路補修工事)



(様式4) 工事説明看板 (占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示版の設置場所

